

議案に対する質疑

伊予市意見公募手続条例について

問

一・年齢制限がないが満六歳以上と理解してよいのか。
二・日本国籍を持たない人達は。

答

一・多様な意見を市政に反映する機会ということで、市内の小中高生も対象である。
二・市内に住民登録をしていなくても、在校又は事業所に勤務していれば可、外国人、日本国籍を持たない者も該当する。

伊予市営住宅管理条例の一部改正の運用について

問

誰が暴力団員であるか、つかみにくい。暴力団構成員ではないが、準構成員と呼ぶべき人など、この条例の制定に



本文と写真とは関係ありません。

おいてどのように運用するか。

答

調査方法は、伊予市長が伊予警察署長と伊予市営住宅からの暴力団員の排除に関する合意書を締結する。

その都度照会を行い、暴力団員であるかどうかの確認をし、該当の場合は、入居をお断りするか、退去をさせていただく手はずをとっている。

俗にいう準構成員については、難しい部分もある。自分が吹聴している人については、

その行為によって入居者が迷惑を受けたり、生活の平穩を阻害する場合には、勧告をさせていただく。それでも改善されない、余りにも目に余るという場合は、明け渡し請求をせざるを得ないと考えている。

平成十九年度伊予市一般会計補正予算(第三号)

双海地域事務所(二・三階)の活用策について

問

一・どのようにするのか。
二・いつから使用できるのか。
三・今は老人と子供達との交流があるが、今後どうなるのか。

答

一・二階の第一・第二会議室は児童の遊戯室に、南側は児童学習室に、北側は現在のまま社会教育課が使用する。三階の議場は、ステージ付の会議室や文化ホールに、第一・第二会議室は発表会や出演者の控室などに、また大会議室

としても使う。この事業は、庁舎有効活用検討委員会の報告によるものである。

二・三月末までに構造計算、耐震診断等を行い問題がなければ、事務所から集会施設への用途変更を行い、六月又は九月に工事予算計上の予定である。

三・施設が別になるので、老人憩の家での交流はなくなる。



双海地域事務所3階旧議場

答

このシステムを稼働させるためのパソコン一台、液晶ディスプレイ一台、A3のレーザープリンター一台、戸別収集システムのソフト代、そしてシステムを立ち上げるための設置作業費である。

問

木質ペレット活用促進事業について

一・事業内容は。
二・ペレットストーブの設置と仕様は。

答

一・愛媛県の単独事業で、本年度から三年間で実施され、バイオマス資源の有効活用を目的とし、化石燃料の削減、環境への負荷軽減と木質ペレットの普及拡大を図るもので、本年度は、伊予市・久万高原町・東温市で実施予定となっている。

二・設置場所は、中山クラブの里のウッドクラフトセンターの中に設置を予定し、事

粗大ごみの戸別収集システム等について

問

どのような備品を購入するのか。